

組合員資格確認のお願い

当JAは2019年3月19日に開催した臨時総代会において、組合員の呼称を見直す定款変更を行いました。このことから組合員資格についても新たな基準に従い見直すことが必要となります。

新しい組合員資格制度は農業や地域活動等への関与度合いに応じて「第1号組合員」から「第6号組合員」のいずれに該当するかについて「組合員資格確認調査票」(資料1)をもとに判断させていただき、調査の具体的な流れについては「組合員資格の確認手順について」(資料2)に沿って進めてまいります。

また、資格調査に関わらず、氏名・住所・電話番号等の届出事項に変更・修正があった場合は当JAの本支店窓口へお申し出いただきますようお願い致します。

【当組合の組合員資格】

【第1号組合員】(個人)

農業を営む個人又は農業に従事する個人であって、その住所又はその経営若しくは従事する農業に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの。

【第2号組合員】(法人)

農業を営む法人(その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの。

【第3号組合員】(個人または法人・団体)

この組合の地区内に住所を有する個人又はこの組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であって、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの。

【第4号組合員】(JA・連合会)

この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合。

【第5号組合員】(農用地利用改善事業実施団体)

農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体(その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、第1号組合員(その住所がこの組合の地区内にある者に限る。)が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。)であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの(第2号及び第4号組合員を除く。)

【第6号組合員】(法人・団体)

農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第1号組合員が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する第1号組合員が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの(第2号及び第4号から第5号組合員を除く。)

(資料1)

組合員資格確認調査票

調 査 項 目	チェック欄
1. 農業の経営を行っている。（農業には養畜、養蚕を含む。以下同じ）	
2. 農業に関係する業務に従事している。（農畜産物の生産又は加工、農畜産物の貯蔵・運搬又は販売、農業生産に必要な資材の製造、農作業の受託など（事務作業を含む））	
3. 支部の構成員（支部賦課金を納入する者）である。	
4. 支部の活動・行事に参加している。	
5. 支部の構成員の家族・親族である。 （二親等以内、同居・別居は不問）	
6. 以前支部の構成員であった。	
7. 以前支部の構成員であった者の家族・親族である。 （二親等以内、同居・別居は不問）	
8. 農地を所有している。	
9. 農地を借りている。（下記15.を除く）	
10. 農業に関係する業務を行っている法人・団体に勤務・所属している。 （家族を含む。）	
11. 農業に関係する作業を行っている。（耕起、代かき、育苗、田植え、畦草刈り、防除・除草剤散布、刈取作業、乾燥調整、畦塗り、溝切り等）	
12. 農業に関係する共同作業に参加している。（用水路・溝掃除、地域の草刈、農道の掃除・整備、ため池の整備・掃除等）	
13. 農業に関係する作業を手伝っている。（収穫、出荷、販売、貯蔵、運搬等）	
14. 次の農業に関係するJA事業を利用している。 <input type="checkbox"/> 営農指導 <input type="checkbox"/> JA・直売所への農畜産物の販売・出荷 <input type="checkbox"/> 農業生産資材の購入	
15. 家庭菜園・市民農園・貸し農園等で農産物の栽培を行っている。	
16. 農業塾・農業体験教室等に参加し農産物の栽培を行ったことがある。	
17. 地域・農業の振興に関係する組織（支部を除く）の役員又は構成員となっている。	
18. 農業に関する機関誌・情報誌を購読している。 （日本農業新聞・家の光等）	
19. 次の生活に関係するJA事業を利用している。 <input type="checkbox"/> 貯金・定期積金 <input type="checkbox"/> 資金の借入 <input type="checkbox"/> 共済加入 <input type="checkbox"/> 生活用品の購入 <input type="checkbox"/> 直売所等での農畜産物の購入 <input type="checkbox"/> その他の事業（ ）	

(資料 2)

組合員資格の確認手順について

新たな組合員資格の確認は次の手順により行います。

1. 現在正組合員で個人の方 ⇒ 「**第 1 号組合員**」
2. 現在正組合員で法人の方 ⇒ 「**第 2 号組合員**」
3. **現在准組合員で個人の方** ⇒ 「**手順(A)**」により判定
4. 現在准組合員で法人等の方 ⇒ 「**第 6 号組合員**」

◇ 手順 (A)

- ① 「組合員資格確認調査票」で農業や地域活動等への関与について、あなたが該当する全ての項目にチェックをして下さい。
- ② チェックされた項目を勘案し農業への関与度合いにより「**第 1 号組合員**」か「**第 3 号組合員**」かを判定いたします。

【今後の対応について】

- 新たな組合員資格にもとづき組合員様より資格届の提出をお願いすることとしており、順次組合員様を訪問し、資格届の提出をご依頼する予定としておりますが、一定の時間を要することにつきご了承ください。
- ご来店いただきましたら窓口で対応いたしますので、ご来店の際に「出資配当、出資金残高および組合員資格確認に関するお知らせ」葉書とご印鑑と身分証明書をご持参いただきますよう、お願いいたします。
- 上記手順 (A) による資格の判定は、当組合が行います。